

## IASB Update

### 2022年2月

IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関するIASBの最終的な決定は、IFRS財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されており正式に書面投票が行われる。

IASBは2022年2月21日から24日に会議を行った。

## 目次

### リサーチ及び基準設定

- [動的风险管理（アジェンダ・ペーパー4）](#)
- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）](#)
- [IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）](#)
- [開示に関する取組み一的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)
- [IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）](#)

### 維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)
- [返金の利用可能性（IFRIC第14号の修正）：プロジェクト・レビュー（アジェンダ・ペーパー12A）](#)
- [引当金一的を絞った改善：プロジェクト・レビュー（アジェンダ・ペーパー12B）](#)
- [セール・アンド・リースバックにおけるリース負債（IFRS第16号の修正）：経過措置、発効日及びデュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー12C）](#)

### 戦略及びガバナンス

- [第3次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24）](#)

### 関連情報

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去のIASB Updateはこちら](#)

### 要約のポッドキャスト

[過去のIASBボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら](#)

## 動的风险管理（アジェンダ・ペーパー4）

IASB は 2022 年 2 月 21 日に会合し、動的风险管理モデル（DRM モデル）の仕組み（どの金額を認識すべきか及びそれを財務諸表のどこで認識すべきか）に関してのフィードバック及び初期的分析について議論した。作成者は、DRM モデルの仕組みを主要な残った課題として識別した。

IASB は何も決定を求められなかった。

### 次のステップ

IASB は、より有用な情報を提供する DRM モデルの仕組みについて引き続き議論する。

## 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

IASB は 2022 年 2 月 22 日に会合し、金融商品の金融負債又は資本への分類に対する IAS 第 32 号「金融商品：表示」の適用に関しての議論を継続した。

### プロジェクト・アップデート（アジェンダ・ペーパー5A）

IASB はプロジェクトの現状についてアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

### 株主の裁量（アジェンダ・ペーパー5B）

IASB は、株主の裁量で現金を引き渡す（又は金融負債となるような方法で決済する）契約上の義務を伴う金融商品の分類について議論した。

IASB は、企業がこうした種類の金融商品を金融負債又は資本に分類する際に判断を適用するのを助けるための要因ベースのアプローチを探求することを暫定的に決定した。そうしたアプローチは、株主の決定が企業の決定として扱われるかどうかを評価する際に企業が考慮すべき潜在的要因の例を提供することになる。この評価は、現金の引渡し（又は金融負債となるような方法での金融商品の決済）を回避する無条件の権利を企業が有しているかどうかを決定するために必要とされる。

12 名の IASB メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。

### 次のステップ

IASB は、プロジェクト計画に示された他のトピックについて今後の会議で議論する。

## IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7）

IASB は 2022 年 2 月 23 日に会合し、2022 年 1 月の会議で合意したアプローチを適用して次のことを決定した。

- 2021 年 10 月の会議で議論した、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューから生じたトピックの優先度
- IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビューから生じた追加のトピックについてさらにアクションを取るべきかどうか、取るとした場合、いつ行うべきか
- 追加的なアクションを取らないトピック

IASB は、適用後レビューを完結させるための十分な作業を実施したかどうかとも問われた。

フィードバックの分析及び審議に基づき、IASB は、適用後レビューにおいて識別されたトピックは IASB の 2022 年から 2026 年のアクティブ・プロジェクト又はリサーチ・パイプラインについての作業計画に追加するのに十分なほど高い優先度はないと決定した。IASB は、利害関係者が適用上の疑問点

について即時のサポートを必要とするのであれば、質問を IFRS 解釈指針委員会に提出することができるとコメントした。

具体的には、IASB は次のトピックは中程度の優先度の特性を有していないと決定した。

- a. 投資企業—投資企業である子会社
- b. IFRS 第 11 号の範囲に含まれない協力の取決め
- c. 「コーポレート・ラッパー」に関わる取引

12 名の IASB メンバーのうち 9 名が(a)及び(b)の決定に賛成した。12 名の IASB メンバー全員が (c)の決定に賛成した。

IASB は、これら 3 つのトピックは優先度が低く、次回のアジェンダ協議で優先事項として識別された場合にのみ扱うべきであると決定した。

IASB は、投資者と投資先との関係を変化させる取引というトピックも優先度が低いと決定した。12 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

IASB は、他の企業への関与の開示について、優先度の低いトピックとして追加のアクションを取ることを決定した。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、適用後レビューから生じた他のトピックについては追加のアクションを取らないことを決定した。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、適用後レビューを完結しスタッフが IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビューについての報告書及びフィードバック・ステートメントを作成するための十分な作業が完了していると決定した。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **次のステップ**

IASB は、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビューについての報告書及びフィードバック・ステートメントを公表する。

## **料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）**

IASB は 2022 年 2 月 22 日に会合し、公開草案「規制資産及び規制負債」における提案の範囲に関する具体的なトピックの再審議の計画（アジェンダ・ペーパー9A）について議論した。IASB は何も決定を求められなかった。

提案の範囲に関するトピックの再審議計画について議論した後、IASB は次のことに関する具体的なトピックの再審議を開始した。

- 規制上の合意が提案の範囲に含まれるかどうかの決定（アジェンダ・ペーパー9B）
- 規制機関の定義（アジェンダ・ペーパー9C）

#### **範囲—規制上の合意が提案の範囲に含まれるかどうかの決定（アジェンダ・ペーパー9B）**

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案における以下についての提案を再確認する。
  - i. 企業に対し、基準書をすべての規制資産及び規制負債に適用することを要求する。
  - ii. 基準書をすべての規制上の合意（特定の法形式を有するもののみでなく）に適用することを要求する。
  - iii. 規制資産又は規制負債が存在するために必要な条件

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこれらの決定に賛成した。

- b. 基準書において、どの規制スキームが範囲に含まれるのか又は含まれないのかを明示することはしない。12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 基準書において、次のことを明確化する。
  - i. 規制上の合意には、現在の規制期間よりも後の規制料金を調整する強制可能な権利及び強制可能な義務が含まれる場合がある。
  - ii. 規制資産又は規制負債のいずれかを創出するが、両方は創出しない規制上の合意は、範囲に含まれる。
  - iii. 所定の規制上の閾値が満たされるときに時点相違を生じさせる規制上の合意は、規制資産又は規制負債を創出する。
  - iv. 規制上の合意が規制資産又は規制負債を創出するための条件として、規制上の合意が企業の具体的なコストを使用して規制料金を決定することは要求されない。

12名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### **範囲—規制機関の定義（アジェンダ・ペーパー9C）**

IASBは基準書を次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 規制機関の存在を、規制資産又は規制負債が存在するための必要な条件の一部として含める。12名のIASBメンバーのうち11名がこの決定に賛成した。
- b. 規制機関を「法律又は規則により規制料金又は規制料金の幅を決定する権限を与えられている機関」として定義する。12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 次のことを明確化するためのガイダンスを含める。
  - i. 自己規制は基準書の範囲に含まれない。
  - ii. 企業又は企業の関連当事者が料金を決定するが、法律又は規則により権限を与えられている機関によって監督されている枠組みに従って料金を決定する状況は、基準書の目的上、自己規制ではない。

12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **次のステップ**

IASBは、プロジェクトの提案について今後の会議で引き続き再審議する。

### **開示に関する取組み—的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11）**

IASBは2022年2月21日に会合し、公開草案「IFRS基準における開示要求—試験的アプローチ」に対しての、作成者であるフィールドワーク参加者及び財務諸表利用者からのフィードバックについて議論した。

IASBは公開草案を2021年3月に公表した。公開草案は次のことを提案した。

- a. IASBがIFRS会計基準における開示要求の開発及び文案作成の際に使用するためのガイダンス
- b. IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」における新たな開示要求（提案しているガイダンスを適用して開発）

公開草案のコメント期間は2022年1月に終了した。コメント期間中に、50社がフィールドワークに参加した。提案された開示要求をIFRS第13号とIAS第19号のいずれか又は両方に適用することによってである。

IASB は今回の会議では何も決定を求められなかった。

### 次のステップ

IASB は、コメントレターのフィードバックについて及びプロジェクト提案の再審議の計画について今後の会議で議論する。

## 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

IASB は 2022 年 2 月 22 日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」における表示についての原則及び基本財務諸表において要求される科目に関する提案のいくつかを再審議した。

### 表示についての原則及び基本財務諸表において要求される科目（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の第 42 項に示された基本財務諸表における科目の表示についての一般原則を、「目的適合性がある」という用語を削除し、その代わりに企業の収益及び費用又は資産、負債及び資本の理解可能な概観への言及を含めることによって改訂する。12 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。
- b. すべての表示の要求事項について、結果として行われる表示により基本財務諸表が理解可能な概観を提供することが阻害されない場合にのみ適用することを要求する。12 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。
- c. 営業区分において、公開草案の第 65 項に示された項目の表示が、企業の収益及び費用についての理解可能な概観の提供における当該計算書の有用性を低下させる可能性は低い旨を示唆する適用指針を追加する。12 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。
- d. 公開草案の第 42 項から「最小限」という用語を削除する。12 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。
- e. IAS 第 1 号「財務諸表の表示」から引き継いだ所定の科目についての要求事項の再検討はしない。12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。
- f. 非金融資産の減損を表示するという具体的な要求を追加しない。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- g. のれんを無形資産と区分して表示するという要求案を進める。12 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。
- h. 要求される科目を純損益計算書における影響を受ける各区分において表示するという要求案を進める。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- i. 純損益計算書の財務区分において表示すべき要求される科目を定めない。12 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

IASB は、(a)及び(b)に記載した要求事項の理解可能性を改善する方法について、文案作成上の提案を行った。

### 次のステップ

IASB は今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

## IFRS for SMEs 基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は 2022 年 2 月 24 日に会合し、IFRS for SMEs 基準の修正を提案すべきかどうか及び提案する  
とした場合の提案方法について議論した。

#### **公開草案に向けて—IFRS 第 9 号「金融商品」（金融資産の減損）（アジェンダ・ペーパー30A）**

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 基準の第 23 章「収益」の範囲に含まれる営業債権及び契約資産について、IFRS for SMEs 基準の第 11 章「基本的な金融商品」における発生損失モデルを変更せずに維持する。
- b. 償却原価で測定する他のすべての金融資産について、予想信用損失モデルを使用することを SME に要求するという第 11 章の修正を提案する。
- c. 取得原価で測定する資本性金融商品の減損について第 11 章の要求事項を変更せずに維持する。

12 名の IASB メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。

#### **公開草案に向けて—IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（アジェンダ・ペーパー30B）**

IASB は、IFRS for SMEs 基準の第 23 章「収益」を IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」と  
次の点について単純化して合わせる IFRS for SMEs 基準の修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 契約の条件変更 — SME は契約の条件変更の会計処理を、非遡及ベース（単一のアプローチに従う）又は累積キャッチアップ・ベースのいずれかで行うことを要求される。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 一連の別個の財又はサービス — SME は、対価の金額が顧客に移転される別個の財又はサービスの価値に対応する方法で変動する場合に、実質的に同一で顧客への移転のパターンが同一である一連の別個の財又はサービスを移転する約束を独立した履行義務として会計処理することが認められる。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 履行義務の用語法 — IFRS for SME 基準は、SME に対し、「別個の財又はサービス、あるいは財又はサービスの束を移転する約束」のそれぞれを識別することを要求される。12 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。
- d. 変動対価の見積りの制限 — SME は、変動する金額が回収される可能性が非常に高い範囲でのみ変動対価を認識することを要求される。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- e. 重大な金融要素 — SME は、繰延支払に内在する金融要素の影響を IFRS for SME 基準の第 11 章を適用して認識することを要求される。SME が契約開始時において、企業が約束した財又はサービスを顧客に移転する時期と顧客が当該財又はサービスに対して支払う時期との間の期間が 1 年以内となると見込んでいる場合には、SME はこれらの要求事項を適用しなくてもよい。12 名の IASB メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。
- f. 割引及び変動対価の配分 — SME は、契約中の履行義務への割引及び変動対価の配分を、独立販売価格の比に基づいて行うことを要求される。ただし、代替的な方法の方が、企業が各履行義務の充足と交換に権利を得ると見込まれる対価の金額を忠実に描写する場合は除く。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- g. 履行義務の完全な充足に向けての進捗度の測定方法の選択 — IFRS for SMEs 基準に、企業が進捗度を測定するために使用することの多い方法のリストを含め、それらの方法が適切となる可能性のある状況を記述する。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- h. 契約獲得の増分コスト — SME は、顧客との契約の獲得の増分コストを回収すると見込まれる場合、当該コストが過大なコストや労力を掛けずに回収可能であると識別し評価することができるときにのみ、当該コストを資産として認識することを要求される。そうでない場合には、SME は当該コストを費用として認識する。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、約束した財又はサービスが独立して識別可能であるかどうかを SME が決定するのに役立てるために、IFRS 第 15 号の第 29 項(a)から(c)における諸要因を含めるという IFRS for SMEs 基準の修正

を提案することを暫定的に決定した。IASB は、この提案についてコメント募集においてさらに意見を求めることも暫定的に決定した。12 名の IASB メンバーのうち 6 名がこれらの決定に賛成した。議長が追加の決定票を行使し、決定を 7 対 6 で支持する投票結果とした。

#### **公開草案に向けて—暗号通貨（アジェンダ・ペーパー30C）**

IASB は、暗号通貨についての IFRS for SMEs 基準を今回の包括レビューの一環として変更なしで維持し、このトピックを IFRS for SMEs 基準の次回の包括レビューで再検討することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **公開草案に向けて—その他のトピック（開発費の認識及び測定）（アジェンダ・ペーパー30D）**

IASB は、IFRS for SMEs 基準の修正を提案する公開草案において、IAS 第 38 号「無形資産」の第 57 項(a)から(f)の要件を満たす開発費から生じた無形資産を認識することを認めるという会計方針の選択肢の導入について意見を求めることを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 基準における事業の定義を、反証可能な仮定を導入せずに 2018 年に公表した修正後の事業の定義と合わせることを提案する。
- b. IFRS for SMEs 基準の第 19 章「企業結合とのれん」を、再取得した権利についての追加のガイダンスを提供した IFRS 第 3 号「企業結合」の要求事項を反映せずに、変更なしに維持する。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **公開草案に向けて—その他の論点（IFRS 第 3 号、IFRS 第 10 号及び IFRS 第 11 号に合わせることに よるもの）（アジェンダ・ペーパー30F）**

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 基準の第 9 章「連結財務諸表及び個別財務諸表」を次の要求事項に合わせる修正を提案する。
  - i. IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の第 25 項(b)に示されている支配の喪失を生じさせる段階的処分について — SME は残余持分を支配喪失時に公正価値で測定する。
  - ii. IFRS 第 10 号の第 23 項に示されている、支配の喪失を伴わない子会社に対する親会社の所有持分の変動について — そうした変動は資本取引である。
- b. IFRS for SMEs 基準の第 15 章「ジョイント・ベンチャーに対する投資」を IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の第 23 項の要求事項に合わせる修正を提案する。共同投資事業又は共同投資資産に対する共同支配を有していない当事者は、自らの持分を当該共同投資事業又は共同投資資産の分類に応じて会計処理するというものである。

IASB はコメント募集においてこの提案についての追加的な意見を求めることも暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **次のステップ**

IASB は今後の会議でプロジェクト提案を引き続き開発する。

## **維持管理及び一貫した適用**

### **維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）**

IASB は 2022 年 2 月 23 日に会合し、3 つのプロジェクトについて議論した。

- 返金の利用可能性（アジェンダ・ペーパー12A）
- 引当金一的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー12B）
- セール・アンド・リースバックにおけるリース負債（アジェンダ・ペーパー12C）

## **返金の利用可能性（IFRIC 第 14 号の修正）：プロジェクト・レビュー（アジェンダ・ペーパー12A）**

IASB は、積立超過の返金に対する権利を評価し測定するために、IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」における現在のアプローチよりも原則主義的なアプローチを開発すべきかどうかを決定するのに役立てるためのリサーチを実施した。

IASB は、プロジェクトの進捗の見込みをレビューし、その見込みは限定的であると結論を下した。したがって、IASB はこのプロジェクトを作業計画から取り下げることを選んだ。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

## **引当金一的を絞った改善：プロジェクト・レビュー（アジェンダ・ペーパー12B）**

IASB の作業計画には、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の一的を絞った改善を行うプロジェクトが含まれている。

IASB はプロジェクトの進捗の見込みをレビューし、効率的な進捗が可能であると結論を下した。したがって、IASB はこのプロジェクトを作業計画に残すことを選んだ。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

## **セール・アンド・リースバックにおけるリース負債（IFRS 第 16 号の修正）：経過措置、発効日及びデュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー12C）**

IASB は、セール・アンド・リースバック取引から生じたリース負債についての事後測定の要求事項を追加するという IFRS 第 16 号「リース」の修正について議論した。

### **経過措置**

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 当該修正を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを要求する。
- b. 初度適用企業に対しての具体的な経過的免除を設けない。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこれらの決定に賛成した。

### **発効日**

IASB は、この修正を 2024 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを企業に要求し、早期適用を認めることを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

### **デュー・プロセス**



IASB は、この修正は再公開を要しないと決定した。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

1 名の審議会メンバーが、この修正の公表に反対票を投じる意向を示した。

12 名の IASB メンバー全員が、IASB が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、修正の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

## 戦略及びガバナンス

### 第 3 次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24）

IASB は 2022 年 2 月 23 日に会合し、次のことを行った。

- IASB の作業計画にある財務報告の論点の議論を開始した（アジェンダ・ペーパー24A）。
- 2022 年から 2026 年の IASB の活動の戦略的方向性及びバランスについて議論し決定した（アジェンダ・ペーパー24B 及び 24C）

#### 現在の作業計画にあるプロジェクトーフィードバックへの対応案（アジェンダ・ペーパー24A）

IASB は、現在の作業計画にあるプロジェクトについては優先順位の見直しをせず、それらのプロジェクトについて引き続き作業することを決定した（ただし、アジェンダ・ペーパー12A で議論している維持管理プロジェクトー返金の利用可能性（IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号ー確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」の修正）を除く）。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 2022 年から 2026 年の IASB の活動の戦略的方向性及びバランス（アジェンダ・ペーパー24B 及び 24C）

IASB は現在の作業の範囲の中で新たな活動を開始しないことを決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は主要な活動についての現在の焦点レベルをおおむね変更せずにおくが、次のようにすることも決定した。

- 新たな会計基準書及び会計基準書の大幅な修正についての現在の焦点レベルを少し弱める。
- デジタル財務報告についての現在の焦点レベルを少し高める。
- 会計基準書の理解可能性及びアクセスしやすさについての現在の焦点レベルを少し高める（これは会計基準の一貫した適用を間接的にサポートすることになる）。

12 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

#### 次のステップ

IASB は、IASB の 2022 年から 2026 年の作業計画に追加すべき新たな財務報告上の論点について議論し決定を行う。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、

IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675